

富津市立図書館条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 図書館奉仕

第1節 通則（第2条—第6条）

第2節 図書館資料の利用（第7条—第11条）

第3節 団体貸出（第12条—第15条）

第4節 図書館資料の複写（第16条—第18条）

第3章 資料の寄贈（第19条）

第4章 図書館協議会（第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、富津市立図書館条例（令和4年富津市条例第 号。第20条第1項及び第21条において「条例」という。）第8条の規定により富津市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により次の事業を行う。

- （1） 図書館資料の収集、整理及び保存
- （2） 図書館資料の個人貸出及び団体貸出
- （3） 読書案内及び読書相談
- （4） 調査相談及び研究援助
- （5） 読書会、研究会、講演会、映写会、展示会等の主催及び奨励
- （6） 児童に対する読書啓発及び利用援助
- （7） 館報その他読書資料の発行及び頒布
- （8） 他の公立図書館等との資料の相互貸借
- （9） 他の図書館、学校、公民館、研究所等の施設及び団体との連絡協力

- (10) 読書団体その他文化団体との連携及び団体活動の支援
- (11) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成に必要な事業
(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 年末年始（12月31日、1月1日及び1月2日）
- (2) 館内整理日（毎月最終月曜日）
- (3) 特別整理日（毎年10日以内で指定管理者が定める日）

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、図書館利用者に対し、図書館の利用を制限又は禁止することができる。

- (1) 館内の風紀及び秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に対し、迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障が生じ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(損害の弁償)

第6条 図書館利用者は、故意又は過失により、図書館の施設、設備等に損害を与えたときは、速やかに原状に復し、又は相当の代価を弁償しなければならない。

2 図書館利用者は、図書館資料を甚だしく汚損、破損又は亡失したときは、相当の代価を弁償しなければならない。ただし教育委員会がやむをえない理由があると認める場合は、これを免除することができる。

第2節 図書館資料の利用

(貸出しの対象)

第7条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた者については、この限りではない。

(貸出手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ富津市立図書館利用登録申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出して、図書貸出券の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書貸出券を提出しなければならない。

3 図書貸出券を紛失したとき又は利用申込みの内容に変更が生じたときは、速やかに富津市立図書館利用登録申請書を指定管理者に届けなければならない。

4 図書貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

(貸出数量及び期間)

第9条 個人貸出を受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次の表のとおりとする。

種類	図書館資料の数		貸出期間
図書・雑誌	6点以内	あわせて6点以内	2週間以内
視聴覚資料	3点以内		

2 前項の貸出期間満了後も引き続き図書館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、継続して貸出しを受けることのできる期間は、2週間を限度とする。

(貸出しの制限)

第10条 貴重な図書館資料その他教育委員会が特に指定した図書館資料は、館外貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特別に認めた場合は、この限りでない。

(返納を怠った者に対する処置)

第11条 指定管理者は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

第3節 団体貸出

(貸出しの対象)

第12条 図書館は、市内に所在する機関、学校、事業所その他の団体（以下「団体」という。）で、主体的に読書活動を行う団体に対し、図書の貸出しを行うものとする。

(貸出手続)

第13条 団体貸出を受けようとする団体は、あらかじめ富津市立図書館団体利用登録申請書（別記第2号様式）を提出して、図書貸出券の交付を受けなければならない。

（貸出冊数及び期間）

第14条 図書資料の貸出冊数は1団体100冊以内とし、貸出期間は2月以内とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、冊数及び期間を別に指定することができる。

（準用規定）

第15条 第8条第2項から第4項まで、第10条及び第11条の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、第8条第4項中「他人」とあるのは「他人若しくはその他の団体」と読み替えるものとする。

第4節 図書館資料の複写

（複写の申込手続）

第16条 図書館資料の複写を希望する者は、富津市立図書館資料複写申込書（別記第3号様式）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の複写が不相当と認める場合は、これを許可しない。

（複写の責任）

第17条 複写についての著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する責任は、当該複写の許可を受けた者が負わなければならない。

（複写の費用）

第18条 第16条に規定する複写の費用は、実費とする。

第3章 資料の寄贈

（寄贈）

第19条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館に資料を寄贈しようとする者は、富津市立図書館資料寄贈申込書（別記第4号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けるものとする。

3 寄贈された資料は、図書館の所有に属する。

第4章 図書館協議会

（図書館協議会）

第20条 条例第7条に規定する富津市立図書館協議会（以下この条において「協議会」という。）に会長を置き、協議会の委員（第3項、第5項及び第6項におい

て「委員」という。)の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(読替規定)

第21条 条例第6条の規定により教育委員会が自ら図書館の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、第4条から第11条まで、第14条及び第16条の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記
第1号様式（第8条関係）

利用カード番号							申込	年	月	日
							1.新規 2.再発 3.変更 4.更新			

富津市立図書館利用登録申請書

※ 太枠内を記入してください。 ※ 小学生以下の場合は保護者が記入してください。

ふりがな		
しめい 氏名		
せいねんがっぴ 生年月日	年	月 日
じゅうしょ 住所	〒 -	
でんわ 電話	()	
市外の方	学校名・ 勤務先等	
	所在地	富津市
	電話	()

※申請者が中学生以下は保護者名を記入してください。

ふりがな		
ほごしゃめい 保護者名		

第2号様式（第13条関係）

利用カード番号								申込	年	月	日
								1.新規	2.再発	3.変更	4.更新

富津市立図書館団体利用登録申請書

※ 太枠内を記入してください。

ふりがな	
だんたいめい 団 体 名	
だいひょうしゃ 代 表 者	
しよざいち 所 在 地	〒 -
でんわ 電 話	() (内線)

第4号様式(第19条関係)

富津市立図書館資料寄贈申込書

年 月 日

(あて先)富津市教育委員会 様

住所
氏名
電話

図書館資料として寄贈したいので申し込みます。

資料名	発行所	数量	備考